

1月から土日窓口業務を行います

窓口 麻生、北浦、玉造庁舎の市民課(室)
業務内容 住民票証明書の交付、印鑑証明書の交付、戸籍謄本(抄)の交付に限らせていただきます。

時間 午前8時30分から午後5時15分
なお毎週水曜日の午後7時までの窓口延長サービスは廃止させていただきます。

お問い合わせ

市民課(玉造庁舎) 電話 0299 - 55 - 0111
市民室(麻生庁舎) 電話 0299 - 72 - 0811
市民室(北浦庁舎) 電話 0291 - 35 - 2111

行方市農業振興地域整備計画の変更申請について

市のほぼ全域が農業振興地域として指定されており、そのなかで農地(田、畑)の保全を目的として農用地区域の保護を市の農業振興地域整備促進協議会でを行っています。

しかし必要に応じ用途替えが生じた場合(例えば宅地にして家を建てる場合等)は、農用地区域からの除外が必要です。除外にあたっては市農林水産課へ除外の申請を提出し変更通知を受ける必要があります。

本年度については、農業振興整備計画の変更協議会を2月に行う予定です。申請は1月末までとなります。

なお、次年度からは次のとおりとなりますのでよろしくお願ひします。

年4回開催予定 6月・10月・12月・2月
申請締切日 開催月の前月末日まで
締め切り日までに申請がなかった場合、協議会の開催はありません。

お問い合わせ

農林水産課 農業振興係(北浦庁舎)
電話 0291 - 35 - 2111
農林水産室(麻生庁舎)
電話 0299 - 72 - 0811
農林水産室(玉造庁舎)
電話 0299 - 55 - 0111

行方市臨時職員等の登録者を募集します

行方市パブリック・キャリア・バンクへの登録

民間人の登用や職能活用を積極的に行うために、行方市パブリック・キャリア・バンクの登録者を募集いたします。登録された方のなかから、条件に合う方を選考し、嘱託職員および臨時職員として登用する予定です。

市での就業を希望される方は、次により応募・登録をお願いいたします。

(臨時職員等 とは、正職員ではなく、市規則で定める臨時職員、嘱託職員をさします。)

応募期間

1月20日(金)から2月28日(火)

(期間後も随時受付は可能です。)

対象

18歳から60歳未満の者で就業希望者(一般事務系、保健福祉系、教育文化系および技術工業系の有資格者等または、職歴経験等を有する者)

任用期間

臨時職員(6か月以内)・嘱託職員

(1年間以内)

勤務内容

一定の専門知識を必要とする業務、あるいは正規職員等の補助業務

任用予定 平成18年4月以降

登録手続き

登録申込書(職員課に用意)、履歴書(市販のもの)、資格証明書の写し等を市職員課へ提出

その他

登録により登用を保証するものではありません。(各職場の業務状況により採用をします。)

関係書類は登録・採用以外には使用しません。

お問い合わせ

職員課人事係(麻生庁舎)
電話 0299 - 72 - 0811